

第827回 教育委員会会議録

日時

令和2年3月17日（火）午後1時30分

場所

御殿場市役所 5階大会議室

出席者

1番 教育長	勝亦 重夫	2番 委員	芹澤 えつ子
3番 委員	長田 光男	4番 委員	勝又 英和
5番 委員	大西 孝明	6番 委員	佐藤 朋裕

陪席者

教育部長	教育総務課長
学校教育課長	社会教育課長
学校教育課課長補佐	社会教育課図書館長
社会教育課課長補佐	社会教育課課長補佐
学校給食課長	学校給食課副参事
西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長	

事務局

教育総務課副参事	教育総務課主任
----------	---------

議事

御教議第7号	御殿場市学校運営協議会設置規則の制定について
御教議第8号	御殿場市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
御教議第9号	令和2年度就学援助について
御教議第13号	学校歯科医の委嘱について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。ただ今から御殿場市教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたします。ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。3番長田光男委員と4番勝又英和委員をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

教育長報告

教育長

新型コロナウイルスの感染症が世界的に大規模な拡大を見せていて非常に危機的な状況となっています。学校も3月3日から2週間の休校措置をとりました。2市3町の教育長会においても様々な状況において、子どもたちの健康面や生活状況を考慮して、このまま引き続き休校を延長をするのはどうだろうということで、感染リスクを最小限に抑えられるような措置を行いながら学校を再開しています。昨日の新聞には学校の様子も写真が掲載され、子どもたちも久しぶりの学校ということで、明るい表情でした。19日が卒業式ということで、こちらもリスクを抑えながら各学校で対応をしていきます。今後も状況はどうか分かりませんが、4月からはいつもと同じような状態でスタートできるよう準備を進めますが、状況に応じて適切な運営ができるように、子どもたちの学校生活への影響については最小限に留めるということで進めてまいりたいと思います。

2月20日 市議会定例会（初日）

2月21日 市議会定例会（2日目）

2月25日 部長連絡会
庁議
県危機情報課打ち合わせ

教育長

県の危機情報課が来庁し、打ち合わせを行いました。内容は、中学生を対象にジュニア防災士の育成を強化したい。中学2年生全員にジュニア防災士になってほしいということで案を示されました。御殿場市は地区の防災訓練なども含めて力を入れているので、積極的に協力をしていきたいと話しをいたしました。

2月26日 市議会定例会（3日目）

2月27日 ふじさん豆博士認定証授与式

教育長

今年度は御殿場小学校、印野小学校の6年生で取り組みを行ってまいりました。樹空の森に成果物の掲示がされていますが、とても立派な取り組みをされていて、非常に中身のあるものとなっていました。

3月3日 部長連絡会
市校長会

- 3月4日 市議会定例会（4日目）
- 3月5日 市議会定例会（5日目）
- 3月6日 市議会定例会（6日目）
- 3月9日 部長連絡会
市議会定例会（7日目）
高根財産区議員当選証書付与式
- 3月11日 市議会定例会（8日目）
2市3町教育長会臨時会

教育長

2市3町の教育長会では、今後の新型コロナウイルスに関する学校運営をどうするか、話し合いを行いました。最終的には学校設置者、御殿場市では市長が最終決定を行いますので、2市3町間でも多少のばらつきはありますが、16日から学校を再開するという事で共通認識をまとめました。

3月13日 県教育委員会要請

教育長

県教育長へ、市長、副市長と要請を行いました。御殿場南高等学校について、今年の募集は1クラス減らし、定員も6人割れているということで、少子化に伴い学校の人数も減っているのは当然ですが、将来減り続けてしまうのは地元としても危機感を持っているということを話してまいりました。少子化の中でも子どもたちが通いたくなる学校ということで特色を出してほしいとお願いしました。

3月16日 部長連絡会

教育長

以上、教育長報告となります。

議事

教育長

それでは、はじめに部長から一言お願いします。

教育部長

こんにちは。委員の皆さまにおかれましては、本日定例教育会に続いて臨時教育委員会、今週は幼稚園の卒園式や小中学校の卒業式が予定されています、お忙しい中とは思いますが、よろしく願いいたします。教育長から議会関係の報告もありましたが、教育部関係では教育の環境といったハード的な内容と男女共同参画社会の推進という大枠のなかで、男性教員の育児休業について、質問がありました。

年度末まであと一週間ということで、今年度1年間、ありがとございました。本日は議案が4件ございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第7号 御殿場市学校運営協議会設置規則の制定について

教育長

御教議第7号「御殿場市学校運営協議会設置規則の制定について」を議題といたします。

学校教育課長

それでは「御殿場市学校運営協議会設置規則の制定について」についてご説明いたします。本件につきましては、コミュニティスクールの推進を目的として、地域住民の学校運営への参画の促進及び連携強化を支えることにより、学校、保護者、地域住民が一体となって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置するために制定するものです。令和2年におきましては、富士岡中学校へコミュニティスクールの中核となる学校運営協議会を設置する予定となっており、令和2年度末までに第1回の学校運営協議会を開催する予定です。富士岡地区を皮切りに、各地区との連携を図りながら、さらなる地域とともにある学校を目指して事業を展開する予定となっています。以上、説明いたします。

教育長

ただ今、御教議第7号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

長田委員

先日文部科学省で行われた研修会に参加しました。コミュニティスクールに関する分科会に参加して、基本的には前へ前へ進めてくれという話でした。今ある学校評議委員会を延長して行いのが、これまでと違うもっと地域を巻き込んだ形で行っていくのか、どちらの方向で進めていく予定でしょうか。

学校教育課長

学校評議委員会、コミュニティスクールにつきましてはこれまでなかなか進めてこれなかったものであります。特に人事権等については学校が困ってしまうという現実がありました。学校教育は日々進歩していかなくてはと思っております。これは文部科学省も現場の我々も同じ認識です。どういうところから切り口にしていくかということで、コミュニティスクールを進めていく際に、学校評議委員会を軸にして進めていくということもできますし、例えば防災教育の視点から、地域との連携を深めていくといったやり方もできます。深め方については様々ですが、学校を地域全体で支えていく、学校の位置付けというのは、地域と離れていてはおかしいという意味合いでは、目指すところは地域の中にある学校づくりと考えれば、最終的にコミュニティスクールの考え方に合致してくるのかなと思います。

長田委員

今回の設置規則の第1条の内容を見ますと、これまでと変わらないものだなという印

象で、保護者からみてもコミュニティスクールって今までと一緒じゃないかなと感じると思うんですね。そうするとこれまでの話のように、今もやってることじゃないのかなという話になってしまうのではないかなと感じます。そういう意味では、もう少し文章の表現を変えられたらなと思いました。

学校教育課課長補佐

今回は学校運営協議会設置規則ということで、この後は学校ごとに要綱を作成いたします。ただいま委員が言われた内容等につきましては、学校ごとの要綱において、思いや気持ち的なものを入れて制定する形になると思います。こういった形でご理解いただければと思います。

長田委員

承知いたしました。

教育長

各学校には、この内容をかみ砕いて伝えて、要綱を作成するように説明をいたします。コミュニティスクールの根幹は、社会総がかりでの教育の実現ということを目指していますので、市においてすでに行っていることと、コミュニティスクールの理念は合致していると捉えています。

勝又委員

教育といっても、家庭教育、学校教育、社会教育といろいろあると思いますが、学校を運営していくとか、学校で学ぶという部分については、学校教育だと思っています。社会総がかりや地域を巻き込んだ教育も理解できますが、社会教育の部分が大きいのかなと思います。学校教育と社会教育が混ざり合ってしまうと、教職員への負担がさらに大きくなってしまっているのではないかなと感じます。今後いろいろ議論を重ねながらコミュニティスクールの実現を目指すと思いますが、社会教育の分野と学校教育の分野が混ざり合うことで学校運営に支障が出てきてはいけないので、いろいろ検討の余地があると思います。

教育長

コミュニティスクールの形をどうするか、今後も議論を重ねながらというのは重要だと思います。

佐藤委員

コミュニティスクールについては基本的には進める方向で賛成です。この規則を一見したときに、確かに目的がいちばん初めに書かれていないと思いました。各学校の要綱で表現してもらえればと思います。

教育長

他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第7号「御殿場市学校運営協議会設置規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 8 号 御殿場市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

教育長

御教議第 8 号「御殿場市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」を議題といたします。

社会教育課長

御教議第 8 号につきまして、内容説明をいたします。こちらの要綱につきましては、先ほどの御教議第 7 号と関連する事案でございます。資料をご覧ください。本要綱は、地域学校協働活動推進員が令和 2 年度から実施を予定している学校運営協議会、コミュニティスクールの委員として明文化されたため、新たに制定するものでございます。地域学校協働活動推進員の活動の内容ですが、地域学校協働活動を推進するためのコーディネーターとして、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報共有や、地域住民等に対する助言等を行うものです。本要綱は第 1 条で趣旨、第 2 条で活動内容、第 3 条で定数、第 4 条で委嘱、第 5 条で任期、第 6 条で守秘義務、第 8 条では謝礼を規定しています。附則において、令和 2 年 4 月 1 日から施行することを定めています。以上、説明といたします。

教育長

ただ今、御教議第 8 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

長田委員

第 3 条の定数において、推進員 2 人を各中学校区に置くとありますが、中学校区に意味はありますか。各学校区ではなく中学校区とすることについて、この推進員はコーディネーターとして各学校の運営協議会に入りますよね。例えば富士岡中学校区ですと、富士岡中学校、富士岡小学校、神山小学校と 3 校を 2 人で担当するというのでしょうか。

芹沢委員

朝日小学校に関しては中学校区は南中学校、原里中学校、富士岡中学校の 3 つに分かれますがどういった対応になりますか。

教育部長

コミュニティスクールは学校単位ですが、こちらの推進員は、地域単位で考えていると想定します。御殿場中学校区の 2 人は御殿場中学校、御殿場小学校、東小学校どちらの学校にも行くということで、地域のこと詳しい委員ということですか。

勝又委員

第 7 号議案、第 8 号議案で 4 月 1 日からコミュニティスクールをやるという前提で準備を進めていると思いますが、そもそもコミュニティスクールについて教育委員会内でまだ議論

を十分に行っていないと思うのですが、これで進めてよろしいのでしょうか。国からの方針等もあるとは思いますが、もう少しこの話以前にコミュニティスクールに関する協議が必要ではなかったかなと思います。

教育長

次年度から富士岡中学校でコミュニティスクールに関する指定研究をつけます。この段階ですと、この場でもそうですが様々な議論の余地があります。総合教育会議を含めたこれまでの話で、コミュニティスクールを前に進めていこうということは委員の皆さん共通の認識であると思います。先進的な取り組みを富士岡中学校で行っていくということで、足りない点や不都合な点は随時教育委員会へ報告しながら修正をしていくという形でやっていきたいと思えます。モデル校的な取り組みをまず行っていくためのものとして、ご理解いただければと思います。

佐藤委員

令和2年度は富士岡中学校ということですが、3年度以降は他の学校でも進めていくのですか。よい取り組みであれば、できれば他の学校でも早く始めたいと思うのですが。

教育部長

予算の関係もありますので、単純にどんどん拡大していくということは難しい部分があります。今回研究の指定も付けたので、検証しながらやっていくということになります。検証しながらより良いものになるよう修正して、徐々に広げていくという形になります。令和3年度になったから急に全校で取り組むということは今のところ考えておりません。

教育長

他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第8号「御殿場市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 13 号 学校歯科医の委嘱について

教育長

続きまして、本定例会での追加議案となりました御教議第 13 号「学校歯科医の委嘱について」を議題といたします。

学校教育課長

御教議第 13 号につきまして、内容説明をいたします。本件につきましては、御殿場中学校の学校歯科医であります医師が令和 2 年 3 月 31 日をもって退任されることに伴いまして、駿東歯科医師会より推薦のありました医師を 4 月 1 日より学校歯科医として委嘱するものです。以上、説明といたします。

教育長

ただ今、御教議第 13 号について内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 13 号「学校歯科医の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 9 号 令和 2 年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第 9 号「令和 2 年度就学援助について」を議題といたします。本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 9 号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育総務課副参事

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 9 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 9 号「令和 2 年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

午後2時25分閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3番委員

4番委員
